

岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領の運用基準

平成11年4月1日決裁
平成15年3月19日決裁
平成15年7月2日決裁
平成16年11月19日決裁
平成19年3月30日決裁
平成21年3月31日決裁
平成27年5月15日決裁
平成27年7月29日決裁
平成29年12月27日決裁

1 資格停止の期間の始期

登録業者（資格停止の期間中のものを含む。）が岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領（平成6年8月29日決裁。以下「要領」という。）別表第1及び別表第2に定める措置要件（以下「措置要件」という。）に該当することとなった場合における資格停止の期間の始期は、予算執行上重大な支障を及ぼすと認められる場合を除き、その措置を決定したときとする。

また、資格停止の期間中に再度資格停止を行う場合は、要領第6条第1項及び第7条の規定を準用し、通知及び報告を行う。

2 共同企業体に関する資格停止の運用（要領第2条）

ア 要領第2条第3項の規定による共同企業体の資格停止は、既に対象である工事について開札済みであって、新たな指名が想定されない共同企業体については、対象としない。

イ 要領第2条第4項の規定による共同企業体の資格停止は、当該共同企業体自らが措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定による資格停止については、要領第3条第2項の規定は適用しない。

3 資格停止の期間の特例の運用（要領第3条第2項）

ア 登録業者が措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の資格停止を行う前のものである場合には、要領第3条第2項の規定は適用しない。

イ 下請負人又は共同企業体の構成員について要領第3条第2項の規定による措置を講じるときは、元請負人又は共同企業体の資格停止期間を超えてその資格停止の期間を定めることができるものとする。

ウ 要領第3条第4項から第6項までに規定する「悪質な事由」とは、市に対して登録業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。

4 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定の違反等不正行為に対する資格停止期間の特例の運用（要領第4条）

ア 資格停止期間の加重について、短期加重措置の対象となった措置案件については、短期加重措置の後、加重するものとする。

イ 「公共機関の職員」（要領第4条第5号並びに別表第2の2の項及び3の項）とは、次に定める者をいう。

(ア) 刑法（明治40年法律第45号）第7条第1項に規定する公務員

(イ) 法令の規定により公務員とみなされる者

- (ウ) 職務が公共性を持つため、法令（刑法を除く。）に違反行為に対する収賄罪が規定され、当該規定が適用される私人

5 要領別表第1関係の運用

- (1) 事故に基づく措置基準（要領別表第1の5の項から8の項まで）

公衆損害事故又は工事関係者事故が次のア又はイに該当する場合は、原則として、資格停止は行わない。

ア 作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる事故（例えば、公道上において車輛により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）

イ 第三者の行為により生じたものであると認められる事故（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車輛が無断で進入したことにより生じた事故等）

- (2) 市発注工事等における安全管理措置の不適切の判断基準（要領別表第1の5の項及び7の項）

市発注工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として、アの場合とする。ただし、イによることが相当である場合には、これによることのできるものとする。

ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の規定に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

- (3) 一般工事等における事故における安全管理措置の不適切の判断基準（要領別表第1の6の項及び8の項）

一般工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の規定に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合とする。

6 要領別表第2関係の運用

- (1) 代表権を有すると認めるべき肩書（要領別表第2の1の項から3の項まで及び6の項から8の項まで）は、専務取締役以上の肩書とする。

- (2) 独占禁止法第3条の規定に違反した場合（要領別表第2の4の項、5の項又は9の項）は、次のアからエまでに掲げる事実のいずれかを知った後速やかに資格停止措置を行うものとする。

ア 排除措置命令

イ 課徴金納付命令

ウ 刑事告発

エ 登録業者である法人の代表者、登録業者である個人又は登録業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

- (3) 独占禁止法第8条第1号の規定に違反した場合（要領別表第2の4の項又は5の項）は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに資格停止措置を行うものとする。

- (4) 要領別表第2の4の項又は5の項に規定する措置要件に該当した場合において課徴金減免

制度が適用され、その事実が公表されたときの資格停止の期間は、当該課徴金減免制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、当該期間が要領別表第2の4の項又は5の項に規定する短期の期間を下回る場合においては、要領第3条第3項の規定を適用するものとする。

(5) 業務（要領別表第2の5の項及び12の項）は、個人の私生活上の行為以外の登録業者の行為全体とする。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められる場合（要領別表第2の10の項又は11の項）は、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 登録業者である個人又は登録業者の役員若しくは使用人が建設業法の規定に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合

(7) 業務に関する不正又は不誠実な行為（要領別表第2の12の項）は、原則として次の場合とする。

ア 登録業者である個人又は登録業者の役員若しくは使用人が中部地方整備局管内の業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 市発注工事等に関して、次に掲げる不誠実な行為があった場合

(ア) 特定の者が入札参加資格を有する者（指名基準に適合しない者を除く。）であり、又は特定の者が指名基準に適合する者であるにもかかわらず、当該特定の者を当該入札に参加させないことをみだりに要求する行為

(イ) 自己又は法人その他の団体であって自己がその役員となっているもの等自己の関係者を指名するようみだりに要求する行為

(ウ) 特定の者を当該契約の相手方としないこと又は特定の者との当該契約を解除することをみだりに要求する行為

(エ) 市が非公表としている情報（予定価格、設計金額、最低制限価格、低入札調査基準価格、失格判断基準額等をいう。ただし、落札者決定後に公表するものにあつては、落札者決定時までのものをいう。）を提供するようみだりに要求し、又は働きかけを行う行為

ウ 市発注工事等に関して、落札決定後辞退、登録業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

附 則

この基準は、平成11年4月1日以後の資格停止措置要領の運用について適用する。

附 則

この基準は、平成15年7月2日から施行し、改正後の岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領の運用基準の一部改正については、平成15年6月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成16年12月1日以後の資格停止措置要領の運用について適用する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日以後の資格停止措置要領の運用について適用し、同日前に資格停止等を行うべき事由が生じたものの資格停止措置要領の運用については、従前の例による。

附 則

この基準は、平成21年4月1日以後の資格停止措置要領の運用について適用し、同日前に資格停止等を行うべき事由が生じたものの資格停止措置要領の運用については、従前の例による。

附 則

この基準は、平成27年5月15日以後の資格停止措置要領の運用について適用し、同日前に資格停止等を行うべき事由が生じたものの資格停止措置要領の運用については、従前の例による。

附 則

この基準は、平成27年8月1日以後の資格停止措置要領の運用について適用し、同日前に資格停止等を行うべき事由が生じたものの資格停止措置要領の運用については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成29年12月27日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領の運用基準の規定は、この基準の施行の日以後に生じた資格停止等を行うべき事由に対する措置について適用し、同日前に生じた資格停止等を行うべき事由に対する措置については、なお従前の例による。